



島根県報

平成18年 4 月 4 日 (火)

第 1,765 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県立島根女子短期大学学則の一部改正	(総 務 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	5
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	5
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	6
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	6
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	6
保安林予定森林	(")	7
保安林の指定施業要件の変更	(")	7
定置漁業の免許	(水 産 課)	8
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	8
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	8
道路の供用開始	(")	9
都市計画事業変更の認可	(下 水 道 推 進 課)	9
道路の位置の指定	(建 築 住 宅 課)	10
島根県営住宅 (東部) の家賃、敷金及び入居者駐車場使用料の収納事務の委託	(")	10
島根県営住宅 (西部) の家賃、敷金及び入居者駐車場使用料の収納事務の委託	(")	11
島根県営住宅 (西ノ島町) の家賃、敷金及び入居者駐車場使用料の収納事務の委託	(")	11
託		
島根県収入証紙の売りさばき人の指定	(審 査 課)	11
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	(")	11

公 告

都市計画変更の図書の縦覧 (4 件)	(下 水 道 推 進 課)	12
漁調委指示		
定置漁業の保護区域の設定		13
内水面漁管委告示		
平成18年度水産動植物の増殖計画		13

告

示

島根県告示第463号

島根県立短期大学条例施行規則 (平成 5 年島根県規則第21号) 第15条第 1 項の規定により島根県立島根女子短期大学学則が改正され、島根県立島根女子短期大学長から届出があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立島根女子短期大学学則の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「高等学校」の次に「若しくは中等教育学校」を加え、同条第4号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

第30条第1項の表中

家政科	食物専攻	栄養士免許
	生活科学専攻	衣料管理士資格

を

「

家政科	食物専攻	栄養士免許
-----	------	-------

」に改め、同条第3項の表中

「

保育科	ホームヘルパー養成研修2級課程
-----	-----------------

」を

「

保育科	訪問介護員養成研修2級課程
-----	---------------

」に改める。

別表2の(1)の(ロ)の表中

服飾文化論		2	
-------	--	---	--

を削り、

アパレルデザイン論		2	
アパレル設計・生産論		2	
アパレル生産実習		1	
服飾造形実習		1	

を

ファッション企画・製作・発表		1	
服飾造形実習		1	

に、

コンピュータビジネス		1	
------------	--	---	--

を

コンピュータビジネス		1	
社会福祉概論		2	
人と健康		2	

に改め、同表の2の(2)の表中

社会福祉援助技術現場実習指導		1	
社会福祉援助技術現場実習		1	

を

訪問介護員実習指導		1	
訪問介護員実習		1	

に改め、同表の2の(3)の(イ)の表中

古代文学講読	8	2	
古代文学講読		2	
中世文学講読		2	
中世文学講読		2	
近世文学講読		2	
近世文学講読		2	

を

「	古典文学講読 A		2			
	古典文学講読 B		2			
	古典文学講読 C	8	2			に、
	古典文学講読 D		2			」

「	古代文学演習		2			
	中世文学演習		2			
	近世文学演習		2			を
	近代文学演習	4	2			
	日本語演習		2			」

「	古典文学演習 A		2			
	古典文学演習 B		2			
	近代文学演習	4	2			に、
	日本語学演習		2			」

「	コミュニケーション学概説		2			
	日本語概説	4	2			を

「	日本語学概説	2				
	コミュニケーション学概説	2	2			に、

「	国文特別講義 F		2			
	国文特別講義 G		2			を

「	国文特別講義 F		2			に、
---	----------	--	---	--	--	----

「	国文郷土文学演習		1			
	国文郷土文学演習		1			を

「	国文郷土文学演習		1			に、
---	----------	--	---	--	--	----

「	日本抒情歌の鑑賞		2			を
---	----------	--	---	--	--	---

「	日本抒情歌の鑑賞		2			
	読み聞かせの実践		2			に、

「	コンピュータ入門		1			を
---	----------	--	---	--	--	---

「	コンピュータ入門		1			
	コンピュータ入門		1			に改め、同表の 2 の(3)の(ロ)の表中

日本抒情歌の鑑賞		2	
----------	--	---	--

を

日本抒情歌の鑑賞		2	
読み聞かせの実践		2	

に、

古代文学講読		2	
古代文学講読		2	
中世文学講読		2	
中世文学講読		2	
近世文学講読		2	
近世文学講読		2	

を

古典文学講読 A		2	
古典文学講読 B		2	
古典文学講読 C		2	
古典文学講読 D		2	

に、

古代文学演習		2	
中世文学演習		2	
近世文学演習		2	

を

古典文学演習 A		2	
古典文学演習 B		2	

に、

日本語演習		2	
-------	--	---	--

を

日本語学演習		2	
--------	--	---	--

に、

コミュニケーション学概説		2	
日本語概説		2	

を

日本語学概説		2	
コミュニケーション学概説		2	

に改め、

国文特別講義 G		2	
----------	--	---	--

を削り、

国文郷土文学演習		1	
国文郷土文学演習		1	

を

国文郷土文学演習		1	
----------	--	---	--

に改める。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日において現に在学している者に係る授業科目及びその単位数並びに卒業要件については、この学則の改正後の島根県立島根女子短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

島根県告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スイング 大田薬局	大田市大田町大田イ202番 9	平成18年 4 月 1 日
ファーマシィ ひかわ薬局	簸川郡斐川町大字直江4897 - 3	平成18年 3 月 1 日
手納医院	出雲市小山町300 - 3	平成18年 4 月 1 日
山根病院 三隅分院	浜田市三隅町岡見290 - 1	平成18年 4 月 1 日

島根県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
手納医院	出雲市小山町300 - 3	平成18年 3 月31日
周布内科医院	浜田市治和町口511番地	平成18年 3 月31日

島根県告示第466号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者 の 名 称	指 定 した 事 業	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 ジャンプ	認知症対応型 共同生活介護	認知症高齢者グループホーム 宇賀の杜 楽舎	出雲市奥宇賀町23 - 1	平成18年 3 月11日
医療法人 街道会	認知症対応型 共同生活介護	グループホームあした葉	松江市雑賀町299番地	平成18年 3 月15日
有限会社 ケアステーション ン神有	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 木いちご	大田市久利町行恒346 - 1	平成18年 3 月20日

株式会社 やつかの郷	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム やつかの郷	松江市八束町二子1025番地9	平成18年 3月22日
有限会社 サン・リンク	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム陽恵苑	松江市馬潟町104番地1	平成18年 3月25日
有限会社 メディックス古沢	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 野の花	松江市大庭町1311-1	平成18年 3月30日
有限会社 シー・エス・ピー	通所介護	ぬくもりの里デイサービスセンター	松江市山代町字九反田826-1	平成18年 3月27日

島根県告示第467号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 シー・エス・ピー	ぬくもりの里	松江市山代町字九反田826-1	平成18年 3月27日

島根県告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大原郡加茂町土地改良区の定款変更を平成18年3月24日付けで認可した。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第469号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
出雲市多伎町小田2637-7、2637-8、2638-4、2639-5、2640-3、2642-4、2642-5、2643-2、2645-4、2645-7
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所

出雲市多伎町小田2370 - 5、2635 - 2、2637 - 7、2637 - 8、2638 - 4、2639 - 5、2640 - 3、2642 - 4、2642 - 5、2643 - 2、多伎町口田儀374 - 1、374 - 2、374 - 11、374 - 12、491 - 8、491 - 9、2018 - 7

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

3(1) 解除予定保安林の所在場所

出雲市多伎町小田2645 - 3、2645 - 5

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第470号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄田信義

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町池田字釜ヶ谷2800 - 1、字櫻岩2801

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第471号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄田信義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年8月11日農林水産省告示第1146号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次

のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第472号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、定置漁業を平成18年4月1日付けで次のとおり免許した。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

1 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名(名称)

公示番号 免許番号	住 所	氏 名 (名 称)
定第18号	出雲市大社町杵築北2677番地	株式会社 大社大敷

2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間

平成17年12月27日付け島根県告示第1294号のとおり

島根県告示第473号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
大田市	平成16年度～17年度	61枚	3冊	久手	平成18年3月24日
浜田市	平成16年度～17年度	125枚	1冊	稲代	平成18年3月24日
浜田市	平成16年度～17年度	75枚	1冊	熱田町	平成18年3月24日
美郷町	平成14年度～17年度	37枚	1冊	酒谷	平成18年3月24日
美郷町	平成14年度～17年度	65枚	1冊	信喜	平成18年3月24日
美郷町	平成15年度～17年度	63枚	1冊	信喜	平成18年3月24日

島根県告示第474号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	松江木次線	松江市東忌部町1141番8地先から同町字青木1134番1地先まで	前	メートル 12.00 ~ 32.00	メートル 74.40	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	18.00 ~ 32.00	74.40		
"	"	雲南市大東町飯田250番2地先から同768番5地先まで	前	13.50 ~ 30.00	65.00	雲南県土整備事務所	仮設道撤去 減幅
			後	13.50 ~ 25.00	59.00		
"	大田佐田線	大田市山口町山口247番6地先から同1204番1地先まで	前	6.00 ~ 19.00	399.00	県央県土整備事務所大田事業所	交通安全工事 拡幅
			後	10.50 ~ 31.00	399.00		
"	柿木山口線	鹿足郡吉賀町柿木村椀谷774番地先から同地先まで	前	4.60 ~ 7.40	30.00	益田県土整備事務所津和野土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	12.60 ~ 22.00	30.00		
"	"	鹿足郡吉賀町柿木村椀谷769番1地先から同769番2地先まで	前	4.20 ~ 8.60	50.00		道路改良工事 拡幅
			後	5.20 ~ 14.00	50.00		

島根県告示第475号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備 考
県 道	松江木次線	松江市東忌部町1141番1地先から同町字青木1134番1地先まで	メートル 74.40	平成18年 4月4日	松江県土整備事務所	
"	多胡鼻線	松江市島根町多古410番地先から同1902番1地先まで	338.00	"		

島根県告示第476号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同

条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

浜田市

2 都市計画事業の種類及び名称

旭都市計画下水道事業

旭町公共下水道

3 事業施行期間

平成13年6月22日から平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成13年島根県告示第491号の事業地のうち、浜田市旭町丸原高杉谷の一部を加え、浜田市旭町今市神代屋、加古屋、小谷城、下城、丸原柳、御神本、寺廻及び岩地谷地内において事業地を変更する。

島根県告示第477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

簸川郡斐川町大字直江町3922 - 14、同3992 - 15、同5287 - 2

2 道路の幅員

6.00メートル

3 道路の延長

77.72メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝、地先境界ブロック及び道路境界標により標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成18年3月28日 第4号

備考

別紙図面は、出雲県土整備事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第478号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、島根県営住宅（松江市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、八束郡東出雲町、飯石郡飯南町及び簸川郡斐川町地内）の家賃、敷金及び入居者駐車場使用料の収納事務を平成18年4月1日から松江市殿町111番地島根県住宅供給公社に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第479号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、島根県営住宅（浜田市、益田市、江津市、鹿足郡津和野町及び同郡吉賀町地内）の家賃、敷金及び入居者駐車場使用料の収納事務を平成18年 4 月 1 日から松江市殿町 111 番地島根県住宅供給公社に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第480号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、島根県営住宅（西ノ島町地内）の家賃、敷金及び入居者駐車場使用料の収納事務を平成18年 4 月 1 日から隠岐郡西ノ島町大字浦郷534西ノ島町に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第481号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第 5 条第 1 項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定年月日	指定番号	住 所 及 び 氏 名	売 り さ ば き 場 所
平成18年 4 月 1 日	969	松江市朝日町661番地 株式会社一畑百貨店 代表取締役社長 大谷 厚郎	簸川郡斐川町大字沖洲2633番地 1 出雲空港内 エアポート一畑売店
平成18年 4 月 1 日	970	松江市中原町51番地 株式会社一畑トラベルサービス 代表取締役 大谷 厚郎	隠岐郡隠岐の島町岬町風の松2122番地 隠岐空港ターミナルビル内 隠岐空港 売店

島根県告示第482号

次の者の島根県収入証紙売りさばき人の指定を取り消したので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

取消年月日	指定番号	売 り さ ば き 場 所	住 所 及 び 氏 名
平成18年 3 月31日	894	隠岐郡隠岐の島町岬町風の松2122番地 隠岐空港ビル	松江市中原町49番地 一畑電気鉄道株式会社 代表取締役 大谷 厚郎

平成18年3月31日	897	簸川郡斐川町大字沖洲2633番地1 出雲空港ビル	松江市中原町49番地 一畑電気鉄道株式会社 代表取締役 大谷 厚郎
------------	-----	-----------------------------	---

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
平田都市計画下水道（平田公共下水道）
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
出雲市都市計画下水道（出雲公共下水道）
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月4日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
大社都市計画下水道（大社公共下水道）
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年 4 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画下水道（湖陵公共下水道）
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

島根海区漁業調整委員会指示

島根海区漁業調整委員会指示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、平成18年 4 月 1 日定置漁業権の保護区域について、次のとおり指示する。

平成15年島根海区漁業調整委員会指示第 2 号 1 に掲げるもののうち、定第18号に係る指示は廃止する。

平成18年 4 月 4 日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

1 に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2 の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

- 1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置
定第18号 出雲市大社町杵築西湊原地先
- 2 保護区域及び漁法

区 域（メートル）	漁 法
前面（両口の場合は端口の広い側を言う。）500	網
後面（両口の場合は端口の狭い側を言う。）200	
沖合 200	
前面（両口の場合は端口の広い側を言う。）200	釣及び延縄
後面（両口の場合は端口の狭い側を言う。）150	
沖合 150	

内水面漁場管理委員会告示

島根県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定に基づく平成18年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成18年 4 月 4 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 水産動植物放流計画

河川名	あゆ		うなぎ (千尾) (kg)	こい		ふな		すずき (千尾) (kg)	やまめ		わかさぎ 卵 (万粒)	しじみ (kg)	えび (kg)	もくずがに	
	(千尾) (kg)	卵 (万粒)		(千尾) (kg)	(千尾) (kg)	(千尾) (kg)	(千尾) (kg)		(千尾) (kg)	(千尾) (kg)					
内共第1号 宍道湖			25		40		1,500				5,000		550		
			500		1,000										
内共第2号 斐伊川	500		9			210			37					2	
	2,000		180						275					70	
内共第3号 神戸川(下 流)	505		22		0.465			2.5	21.2			400		12.666	
	2,730		550		93			20	520					380	
内共第4号 神戸川(上 流)	40		2		0.600				4.8					0.667	
	170		50		4.2				105					20	
内共第5号 神西湖					6							2,000	10	3	
					60									80	
内共第6号 江川	2,300		16		10			5	20					50	
	11,500		400		100			250	100					35	
内共第7号 八戸川	365		2.91						30						
	2,200		80						300						
内共第8号 周布川	113		3.3						17.5					2.5	
	800		100						700					100	
内共第9号 三隅川	100		1						3					1	
	500		30						52.5					20	
内共第10号 高津川	1,000		1.768						140					10	
	6,500		50						1,155					0.4	
総計	4,923		82,978	0	57,065	1,710		7.5	273.5		5,000	2,400	560	81.833	
	26,400		1,940	0	1,257.2			270	3,208					705.4	

2 産卵場造成計画

(面積 : m²)

魚種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)
内共第 2 号 斐伊川		115	
内共第 3 号 神戸川 (下流)	12,500		
内共第 6 号 江川			1,000
内共第 7 号 八戸川			2,000
内共第10号 高津川	10,000		1,500

